

【シンガポール】世界知的財産所有権機関（WIPO）とシンガポール知的財産庁（IPOS）による知的財産紛争調停のための共同紛争解決手続に関する手数料免除等について

2021年1月7日
ジェトロ・シンガポール事務所

JETRO シンガポールより、世界知的財産所有権機関（WIPO）とシンガポール知的財産庁（IPOS）による知的財産紛争調停のための共同紛争解決手続に関する手数料免除等についてのお知らせです。

WIPO は、新型コロナウイルス感染症の影響を緩和するため、IPOS に係属する案件の仲裁・調停について、WIPO 仲裁調停センター（WIPO-AMC）の手数料免除・調停人費用の \$5,000 上限措置を 1 月 1 日から 3 月 31 日まで続けることを発表した。

URL 等

<https://www.wipo.int/amc/en/center/specific-sectors/ilos/mediation/>

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。